

No.2903

植民地インドにおける法の支配の比較研究

首都大学東京  
人文社会学部人文学科 助教  
稲垣 春樹

本研究は、2年間の研究を通じて、19世紀前半のベンガル、マドラス、ボンベイの主要三管区において植民地政府（東インド会社）と裁判所（会社裁判所および国王裁判所）の対立が明らかになった裁判事例を収集し、両者の関係を各管区間の比較史として検討することを目的としている。史料として、ロンドンのブリティッシュ・ライブラリーが所蔵するインド省文書の中から、各管区の最高行政機関である参事会の議事録(IOR/P)、および各参事会がイギリス本国に送った報告書(IOR/L)を用いた。

活動最終年度である本年度は、以下のことを行った。①昨年度の研究を踏まえて執筆された論文に関する研究発表を2018年5月の全国学会である第68回日本西洋史学会大会（広島大学）において行った。論文は、2018年8月に国内査読誌『歴史学研究』973号において発表された。②昨年度以来の調査を踏まえて2本の論文を執筆し、国内査読誌2誌に投稿した。③それらの査読結果を踏まえつつ、2019年3月にイギリスにおいてさらなる史料調査を行い、新たに1本の論文としてまとめ直し、国内査読誌に投稿した（現在査読中）。④この論文について他の研究者から助言を得るため、2019年3月にヨーロッパ近現代史若手研究会（東北学院大学）において報告をおこなった。⑤昨年度以来の研究を踏まえて英語論文を1本執筆し、国外査読誌に投稿した（現在査読中）。

以上が、本年度の研究とその成果の概要である。昨年度、本年度を通じて、本研究課題は査読論文（単著）2本、査読論文（共著）1本、学会・研究会報告4本の成果に加えて、査読誌に論文2本（英語および日本語）を投稿することができた。これは歴史学の分野においては少なくない成果であると言えると思う。このように充実した研究を行うことを可能にしてくれた貴財団に深く感謝する。